

議第24号

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例の制定について

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例

第1条 京都市元離宮二条城条例の一部を次のように改正する。

第1条中「市民」を「元離宮二条城を構成する国宝等の文化財の保存及び活用により次世代への継承を図り、並びに市民」に改める。

第2条中「休城日は」を「休城日（二之丸御殿を供用しない日を含む。）は」に、「1月、7月、8月及び12月の火曜日（当該火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月26日から同月31日まで」を「12月29日から同月31日まで。ただし、二之丸御殿については、1月、7月、8月及び12月の火曜日（当該火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月26日から同月31日まで」に改める。

第3条の見出しを「(入城料等)」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び前項」を「、第3項及び第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、二条城に入城しようとする者が二条城への入城と併せて他の施設を利用し、又は他の事業を観覧する場

合その他特に必要があると認めるときは、別表に掲げる額の範囲内で、その都度別に定める入城料を徴収することができる。

第3条に次の1項を加える。

7 二条城の付属設備を使用しようとする者は、別に定める使用料（以下「付属設備使用料」という。）を納入しなければならない。

第4条本文中「及び観覧料等」を「観覧料等及び付属設備使用料（以下「入城料等」という。）」に改める。

第5条中「入城料及び観覧料等」を「入城料等」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第2条 京都市元離宮二条城条例の一部を次のように改正する。

第3条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、「入城料」の右に「及び二之丸御殿観覧料」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項及び第4項」を「第2項、第4項及び第5項」に、「及び観覧料等」を「二之丸御殿観覧料及び入場料等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「第1項、第3項及び第4項」に改め、「入城料」の右に「並びに第2項及び第4項の二之丸御殿観覧料」を加え、「観覧料、入園料」を「入場料、観覧料」に、「観覧料等」を「入場料等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」の右に「及び第2項」を、「入城料」の右に「及び二之丸御殿観覧料」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「とする」を「とし、二之丸御殿観覧料は徴収しない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 二之丸御殿を観覧しようとする者は、前項の入城料のほか、別表に掲げる二之丸御殿観覧料を納入しなければならない。

第4条本文中「観覧料等」を「二之丸御殿観覧料、入場料等」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区 分		単 位	入 城 料 (1人につき)	二之丸御殿観覧料 (1人につき)
一 般	個 人	1 回	600 ^円	400 ^円
		1 年	2,000	
	団 体	1 回	500	300
小 学 校 の 児 童		1 回	200	
中学校及び高等学校の生徒 並びに高等専門学校の学生		1 回	350	

備考1 「一般」とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校の学生以外の者をいう。

2 「団体」とは、30人以上のものをいう。

3 単位を「1年」とする料金は、当該料金を納入する日において本市の区域内に住所を有する者について適用する。

附 則

この条例中第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

提案理由

休城日を変更し、入城料を改定する等の必要があるので提案する。